

2020年3月10日

各位

会社名 アライドアーキテツ株式会社  
代表者名 代表取締役 CEO 中村 壮秀  
(コード番号：6081 東証マザーズ)  
問合せ先 経営企画室長 大野 聡子  
(TEL 03-6408-2791)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月27日開催予定の第15回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること、及び同株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「代表取締役の異動及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

##### (2) 移行の時期

2020年3月27日開催予定の第15回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を新設するものであります。
- ③ 上記変更に伴い、文言の修正・削除、条文の新設、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年3月27日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年3月27日(予定)

以上

【別紙】

定款一部変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力を発生するものいたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長</u> が招集する。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、 <u>取締役社長</u> が議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第3章 株主総会 第12条 (現行どおり) (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>代表取締役</u> が招集する。 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、 <u>代表取締役</u> が議長となる。 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
第14条～第17条 (条文省略)	第14条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 第18条 (条文省略) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。	第4章 取締役及び取締役会 第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当社の <u>監査等委員</u> である <u>取締役以外</u> の <u>取締役</u> (以下「 <u>監査等委員でない取締役</u> 」という。)は、7名以内とする。

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第20条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p>
<p><u>2. ~ 3.</u> (条文省略)</p>	<p><u>3. ~ 4.</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各<u>取締役及び各監査役</u>に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 代表取締役は、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項にかかわらず、監査等委員会</u>が選定する<u>監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同上第 5 項各号に掲げる事項を除く、)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 <u>但し、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員でない取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第32条 当社は監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3</u> <u>日前までに各監査等委員に対して発</u> <u>する。但し、緊急の必要があるとき</u> <u>は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるとき</u> <u>は、招集の手続きを経ないで監査等</u> <u>委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令</u> <u>又は本定款のほか、監査等委員会に</u> <u>おいて定める監査等委員会規程によ</u> <u>る。</u></p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p><u>第31条 当社は、監査役及び監査役会を置</u> <u>く。</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第32条 当社の監査役は、5名以内とす</u> <u>る。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって</u> <u>選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使</u> <u>することができる株主の議決権の3</u> <u>分の1以上を有する株主が出席し、</u> <u>その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削除)
<p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	
<p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p>第 35 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p>第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p>第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会議事録)</u></p>	(削除)
<p>第 38 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p>第 39 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の実任免除等)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約の経過措置)</p> <p>2020年3月27日開催の第15回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</p>